2　競争参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件（詳細は入札説明書による。）を満たしている特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体、単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争入札に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。また、特定建設工事共同企業体の構成員の数は、３者までとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　単体有資格業者の場合は、環境省における平成29・30年度「土木工事」又は「建築工事」に係る「A」等級の競争参加資格の認定を受けていること。経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体の場合は、「A」又は「B」等級の競争参加資格の認定を受けていること。ただし、代表者が「B」等級の者である場合は、構成員のうち、少なくとも１者は「B」等級の者とすること。また、平成31・32年度環境省競争参加資格「土木工事」及び「建築工事」の資格を引き続き取得すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　提案書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、福島地方環境事務所から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年１月６日環境会第９号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　国、都道府県、市町村等又は民間が発注する建物等の解体撤去をその内容に含む工事（以下「建物解体等工事」という。）の元請実績を有すること。施工実績は、平成20年４月１日から本工事に係る提案書等の提出期限までの間に建物解体等工事の受注金額が500万円以上（消費税含む。）の工事が完成し引渡しが済んでいるものに限るものとする。

⑺　入札説明書に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

⑻　入札説明書に掲げる要件を満たす者から放射線管理責任者を選任すること。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾　入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　解体対象建物等の詳細な資料を閲覧した者であること。

3　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

〒960―8031　福島県福島市栄町11―25ＡＸＣビル６階　福島地方環境事務所総務部経理課特別地域等環境再生等契約係　電話024―573―7386

⑵　入札説明書の交付期間等　平成31年１月31日から平成31年３月22日まで。

入札説明書は、福島地方環境事務所ホームページから入手すること。

4　提案書等の提出期限等及び開札の日時等

⑴　提案書等の提出期限等

期限　平成31年３月４日　12時00分まで

場所　3⑴に示す場所。

方法　入札説明書による。

なお、提出された提案書等は、環境省において入札説明書に定める評価に関する基準に基づき審査するものとする。

⑵　入札書の提出方法　開札の日時までに原則として電子入札方式により提出するものとする。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の参加に関する承諾を得た者は、紙入札方式により入札書を提出することができる。

⑶　開札の日時　平成31年３月22日13時30分

5　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　免除（ただし、入札保証保険証券を開札時までに、3⑴に示す場所まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の５以上とする。）

契約保証金　工事請負契約書（案）による。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、提案書等に虚偽の記載をした者その他入札の条件に違反した者の行った入札は、無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　次に掲げる要件を満たす者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案書等が、環境省による審査の結果、合格していること。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、上記の要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuhiro Muroishi, Director, Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment.

⑵　Classification of the products to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The demolition project for damaged houses and structures in Tomioka-Town, fiscal year 2019.

⑷　Fulfillment period : 27 December 2019

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

②　have Grade A qualification individually or have Grade A or B qualification in a form of a joint venture during fiscal year 2017 and 2018 in constructions for participation in tenders by the Ministry of the Environment.

⑺　Time-limit for tender : 13 : 30, 22 March 2019

⑻　Contact point for the notice : Environmental Remediation in Special Decontamination Area Contract Section, Accounting Division, General Affairs Department Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment. AXC Bldg. 6F, 11―25 Sakae-machi, Fukushima-shi, Fukushima-ken, 960―8031 Japan. TEL 024―573―7386

⑼　Others : As in the tender documentation.